

## 「大谷川さん年休裁判」 口頭弁論開催！！

1月24日、大阪地裁において、大谷川さんの「年休裁判」第一回口頭弁論が開催されました。

この裁判は、昨年11月28日、大谷川さんが会社を相手取り、年休の失効・時季変更権の濫用に対する損害賠償請求を大阪地裁に提起した裁判です。

午前10時に開廷された裁判は、東海労本部から木下書記長、郵政労働者の仲間や多数の組合員の傍聴の中、大谷川さんは、長年に渡って年休を時効消滅させられてきた他の社員の悔しい思いや怒りを代弁して、正々堂々と力強く意見陳述をしました。

